

就学援助についてのお知らせ

就学援助は、子どもたちが学校で楽しく勉強できるよう、学習に必要な費用の一部を援助する制度です。経済的に困りになるような理由が発生した場合は、いつでも受け付けいたします。

援助を受けることができる方

次の理由により経済的に困りのご家庭で、援助を希望し、教育委員会が認めた方。

- (1) 生活保護の停止または廃止になった方
- (2) 住民税・固定資産税・個人事業税・国民健康保険税の減免の扱いを受けている方
- (3) 住民税非課税の扱いを受けている方
- (4) 国民年金保険料の免除の扱いを受けている方
- (5) 児童扶養手当の支給を受けている方
- (6) 生活福祉資金による貸付を受けている方
- (7) 保護者が就業できなかつたり、災害、長期療養、その他特別な事情で経済的に困っている方

援助の内容

対象となるには、学用品費、通学用品費、校外活動費、修学旅行費、給食費、医療費（学校から治療の指示のあったもの）などです。

申請書の提出先・問い合わせ先

各学校および市教育委員会 学校教育課 TEL(43)3382

奨学資金貸費生徒募集要項

名 称	市の奨学金	民間団体の奨学金
	・仙北市奨学資金 ・田沢湖町奨学金貸付基金	・角館町育英会
応募資格	奨学金の貸費生の対象となるのは、高校・専門学校・短大・大学などに進学・在学する子どもなどで経済的理由により修学が困難な人です。	角館住民の子弟で、貸与を受けようとする者が高等学校以上に入学または在学し、学術優秀、品行方正、および身体強健であつて、かつ学資の支弁が困難と認められる者に奨学金を貸与する。
貸付期間	平成20年度から卒業の月まで	
貸付限度額	(月額) ●大学(大学院含む) 国公立 35,000円 私 立 40,000円 ●短大・専門学校 35,000円 ●高校 12,000円	(月額) ●大学生奨学生 (短大、専門学校、大学院を含む) 40,000円 ●高等学校奨学生 20,000円以内
申込方法(提出先)	市教育委員会(角館庁舎) 田沢湖地域センター、西木地域センター	角館町育英会事務局(角館庁舎)
申込期間	平成20年2月12日から3月31日まで	平成20年2月12日から3月31日まで
提出書類	●貸費生願書 ●住民票の写し(生計を一にしている方全員) ●大学等の在学証明書(新入生は、合格通知書) ●所得証明(課税証明)	●育英会奨学金貸与申請書 ●在学学校長の推薦書 ●学業成績証明書(学校指定様式) ●入学許可書または在学証明書(学校指定様式) ●保護者世帯全員及び連帯保証人の所得証明
連絡先	仙北市教育委員会 学校教育課 TEL(43)3382	